

平成30年度山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金

小規模事業者持続的発展支援事業 (8月豪雨対応分) 【公募要領】

平成30年8月豪雨により被害を受けた小規模事業者が、事業再建にあたって策定した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けて販路開拓に取り組む事業で、山形県商工会連合会が認定したのに対し、補助金を交付します。

本事業は、中小企業庁が今後公募する予定の「小規模事業者持続化補助金（台風・豪雨被災自治体連携型）」との連携を念頭に実施します。

1 補助対象事業

策定した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けて販路開拓に取り組む事業。

※ ただし、以下に該当する事業を行うものではないこと。

- ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること。または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるもの（例：マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等）

2 補助対象者

平成30年8月豪雨（8月5日からの大雨及び8月30日からの大雨）により直接被害を受けた山形県内に事業所を有する小規模事業者。

ただし、次の(1)から(4)に掲げる「山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金の交付を受ける者として不適切な者」のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

※ 本事業における小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1/2以内
- (2) 補助金額 : 37万5千円以内
※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。
- (3) 補助対象経費 :

○補助対象とする経費

経費区分	説明
①機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費
③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出品又は商談会に参加するために要する経費
④旅 費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費
⑤開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
⑥資料購入費	事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
⑦雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
⑧借 料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑨専門家謝金	事業遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
⑩専門家旅費	事業遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
⑪設備処分費	販路開拓の取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費
⑫委託費	上記①から⑪に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な事業に限る。）

⑬外注費	上記①から⑫に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）
------	--

4 補助事業実施期間・実績報告

補助事業実施期間は、本事業の平成30年8月20日（月）（遡及適用）から平成31年2月28日（木）までとします。

実績報告につきましては、事業終了後30日以内または平成31年3月6日（水）のいずれか早い日までに提出していただきます。

5 応募手続き

(1) 応募受付先

お近くの商工会・商工会議所

(2) 応募期間

平成30年12月7日（金）から12月20日（木）17時まで商工会・商工会議所
必着

(3) 提出書類【1部】

※申請様式については、県商工会連合会ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.shokokai-yamagata.or.jp/supasapo/>）

- ① 事業計画申請書（様式1）
- ② 経営計画書（様式2）
- ③ 補助事業計画書（様式3）
- ④ 事業支援計画書（様式4） ※商工会・商工会議所に作成を依頼してください。
- ⑤ 補助金交付申請書（様式5）
- ⑥ 市町村の発行する被災（り災）証明書
- ⑦ 申請書一式（様式1, 2, 3, 5）の電子データが入ったCD-RW
- ⑧ 貸借対照表および損益計算書（法人の場合）、確定申告書（個人事業主の場合）
※法人は直近1期分、個人事業主は直近の確定申告書（コピー可）を提出してください。
- ⑨ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
※法人のみ。提出日より6ヵ月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

(4) 書類作成上の留意点

- ① 申請書等の用紙サイズは、A4版の片面印刷としてください。（ホッチキス止め不可）
- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

6 審査方法・結果の通知

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、下記審査項目による審査を行った上、災害の復旧・復興及び小規模事業者の持続的発展に資すると認められる事業計画を山形県商工会連合会長が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

審査項目
(1) 基礎審査 以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とします。 ① 必要な提出資料がすべて提出されていること。 ② 「1. 補助対象事業」、「2. 補助対象者」、「3 補助率・補助金額・補助対象経費」及び「4 補助事業実施期間・実績報告」の要件に合致すること。 ③ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること。 ④ 小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組みであること

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4) 認定案件の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、支援機関名をHP上で公表します。

(5) 当該補助金の交付決定を受けた事業者は、今後公募される予定の「小規模事業者持続化補助金（台風・豪雨被災自治体連携型）」に応募することが可能です。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	12月7日（金）～12月20日（木）
事業採択決定	12月下旬
交付決定	12月下旬

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

9 その他

(1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、できるだけ書類提出前に早めに相談してください。

- (2) 補助事業実施期間は、平成30年8月20日（月）（遡及適用）から平成31年2月28日（木）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りません。
- (3) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査等をお願いしますので、御協力願います。

お問い合わせ、相談先

山形県小規模事業者持続的発展支援事業事務局（山形県商工会連合会内）

〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階 TEL. 023-646-7211

山形県商工労働部中小企業振興課企業振興担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2359

各商工会

上山市商工会 (TEL. 023-672-2057) / 山辺町商工会 (TEL. 023-664-5939) / 中山町商工会 (TEL. 023-662-2207) / 村山市商工会 (TEL. 0237-55-4311) / 東根市商工会 (TEL. 0237-43-1212) / 尾花沢市商工会 (TEL. 0237-22-0128) / 大石田町商工会 (TEL. 0237-35-2131) / 寒河江市商工会 (TEL. 0237-86-1211) / 河北町商工会 (TEL. 0237-73-2122) / 西川町商工会 (TEL. 0237-74-3135) / 朝日町商工会 (TEL. 0237-67-2207) / 大江町商工会 (TEL. 0237-62-4128) / もがみ南部商工会最上事務所 (TEL. 0233-43-2184) · 舟形事務所 (TEL. 0233-32-2242) · 大蔵事務所 (TEL. 0233-75-2162) / もがみ北部商工会真室川事務所 (TEL. 0233-62-2347) · 金山事務所 (TEL. 0233-52-2349) · 鮭川事務所 (TEL. 0233-55-2032) · 戸沢事務所 (TEL. 0233-72-2665) / 南陽市商工会 (TEL. 0238-40-3232) / 高畠町商工会 (TEL. 0238-52-0576) / 川西町商工会 (TEL. 0238-46-2020) / 小国町商工会 (TEL. 0238-62-4146) / 白鷹町商工会 (TEL. 0238-85-0055) / 飯豊町商工会 (TEL. 0238-72-3000) / 庄内町商工会 (TEL. 0234-42-2556) · 立川支所 (TEL. 0234-56-2219) / 出羽商工会 (TEL. 0235-33-2117) · 羽黒支所 (TEL. 0235-62-4252) · 櫛引支所 (TEL. 0235-57-2833) · 三川支所 (TEL. 0235-66-3795) · 朝日支所 (TEL. 0235-53-3580) · 藤島支所 (TEL. 0235-64-2130) · 温海支所 (TEL. 0235-43-2411) / 遊佐町商工会 (TEL. 0234-72-4422) / 酒田ふれあい商工会 (TEL. 0234-52-3012)

各商工会議所

山形商工会議所 (TEL. 023-622-4666) / 酒田商工会議所 (TEL. 0234-22-9311) / 鶴岡商工会議所 (TEL. 0235-24-7711) / 米沢商工会議所 (TEL. 0238-21-5111) / 新庄商工会議所 (TEL. 0233-22-6855) / 長井商工会議所 (TEL. 0238-84-5394) / 天童商工会議所 (TEL. 023-654-3511)